

エコアクション21 環境活動レポート



令和5年度

レポート対象期間

令和5年9月1日～令和6年8月31日

発行日：令和6年9月20日



総合解体・産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業

株式会社ワトー

静岡県富士市宮市小泉498-1

目 次

1. 組織の概要
2. 処理工程図
3. 対象期間、対象範囲、推進組織、役割分担
4. 環境経営方針
5. 中長期環境経営目標
6. 環境経営目標の達成状況と実績評価
7. 環境経営活動計画の取組み状況
8. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無
9. 問題点の是正処置および予防処置の結果
10. 代表者による全体評価と見直し
11. 環境上の緊急事態への準備および対応
12. 環境クレーム受付表

【1】組織の概要

- (1) 会社名 株式会社ワトー
- (2) 代表者名 代表取締役 三澤 啓介
- (3) 所在地 <本社> 〒418-0022 静岡県富士市小泉498-1
<中間処理場> 〒417-0001 静岡県富士市今泉626-2
<富士営業所・資材置場> 〒419-0205 静岡県富士市天間1942-5
- (4) 設立年月日 平成17年9月1日
- (5) 資本金 500万円
- (6) 事業年度 期首 9月1日 ~ 期末 翌年 8月31日
- (7) 従業員数 23名 (内パート5名、役員含む)
- (8) 処分場敷地面積 790㎡
事務所床面積: 120㎡
- (9) 事業内容
建物総合解体業・産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業・一般廃棄物収集運搬業

(10) 許可関連

建設業許可

許可	許可番号等	許可内容	許可年月日	有効期限
静岡県知事	(特-3) 第 34080 号	(特定建設業) 土工事業/とび・土工事業/鋼構造物工事業/ 舗装工事業/しゅんせつ工事業/水道施設工事業/解体工事業	令和3年 8月26日	令和8年 8月25日

産業廃棄物処分業

許可	許可番号等	取扱品目	許可年月日	有効期限
静岡県知事	第 02201123214 号	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・珪藻土くず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず	令和6年 3月29日	令和11年 3月28日

一般廃棄物収集運搬業

許可	許可番号等	取扱品目	許可年月日	有効期限
富士宮市長	富生許第47号	家庭系一般廃棄物(可燃物、不燃物)	令和6年 8月5日	令和8年 8月4日

産業廃棄物収集運搬許可

※1 石綿含有産業廃棄物を含む※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む

許可	許可番号等	取扱品目	許可年月日	有効期限
静岡県知事	第 02201123214 号	廃プラスチック類(※1※2) / 金属くず(※2) ガラスくず・珪藻土くず及び陶磁器くず(※1※2) / がれき類(※1) / 紙くず、木くず、繊維くず 以上 7品目	令和2年 11月8日	令和7年 11月7日
神奈川県知事	第 01405123214 号	廃プラスチック類(※1※2) / 紙くず、木くず、繊維く ず、金属くず(※2) / ガラスくず・珪藻土くず・陶磁 器くず(※1※2) / がれき類(※1) 以上 7品目	令和3年 5月24日	令和8年 5月16日
東京都知事	第 1300123214 号	廃プラスチック類/金属くず/ガラスくず・珪藻土くず及び 陶磁器くず/がれき類/紙くず/木くず/繊維くず(石 綿含有産業廃棄物を含む)(水銀使用製品産業廃棄 物を含む) 以上 7品目	令和6年 5月25日	令和11 年5月24 日
山梨県知事	第 01900123214 号	廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/金属くず/ガ ラスくず・珪藻土くず及び陶磁器くず/がれき類(石 綿含有産業廃棄物を含まない) 以上 7品目	令和3年 10月24 日	令和8年 10月23 日

(11) 事業規模

●産業廃棄物収集運搬実績 :4035t

解体工事 件数 :145件

売上高 : 485百万円

中間処理実績報告 :257.9t

●一般廃棄物収集運搬実績報告 : 0t

収集 運搬件数 : 0件

売上 高 : 0百万円

〈廃棄物運搬、処分・処理費料金〉

産業廃棄物収集運搬の料金は、運搬先までの距離により異なりますので、お問い合わせ下さい。
(見積りは無料です。)

- ・産業廃棄物の処理料金は、種類及び量により異なりますので、お問い合わせ下さい。
(見積りは無料です。)
- ・富士宮市内の家庭系一般廃棄物の収集運搬料金は、廃棄物の量により異なりますので、お問い合わせ下さい。(見積りは無料です。)

(12) 環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者・環境管理事務局
(工事部工務課) 深澤 彰人
電話番号 0545-67-7090
FAX番号 0545-67-7091
E-mail 環境事務局(担当) fukasawa@watoh.jp
URL <http://www.watoh.jp>

(13) 有資格者

有資格者
土木施工管理技士(1級)/1名
土木施工管理技士(2級)/1名
建設機械施工技士(2級)/2名

(14) 運搬車両と重機の種類と台数

収集運搬車両

保有設備	性能等	台数
アームロール車	10t	1台
アームロール車	8t	2台
アームロール車	4t	4台
ダンプ車	2t	4台
キャブオーバ	2t	2台
ユニック車	3t	1台

設備機器

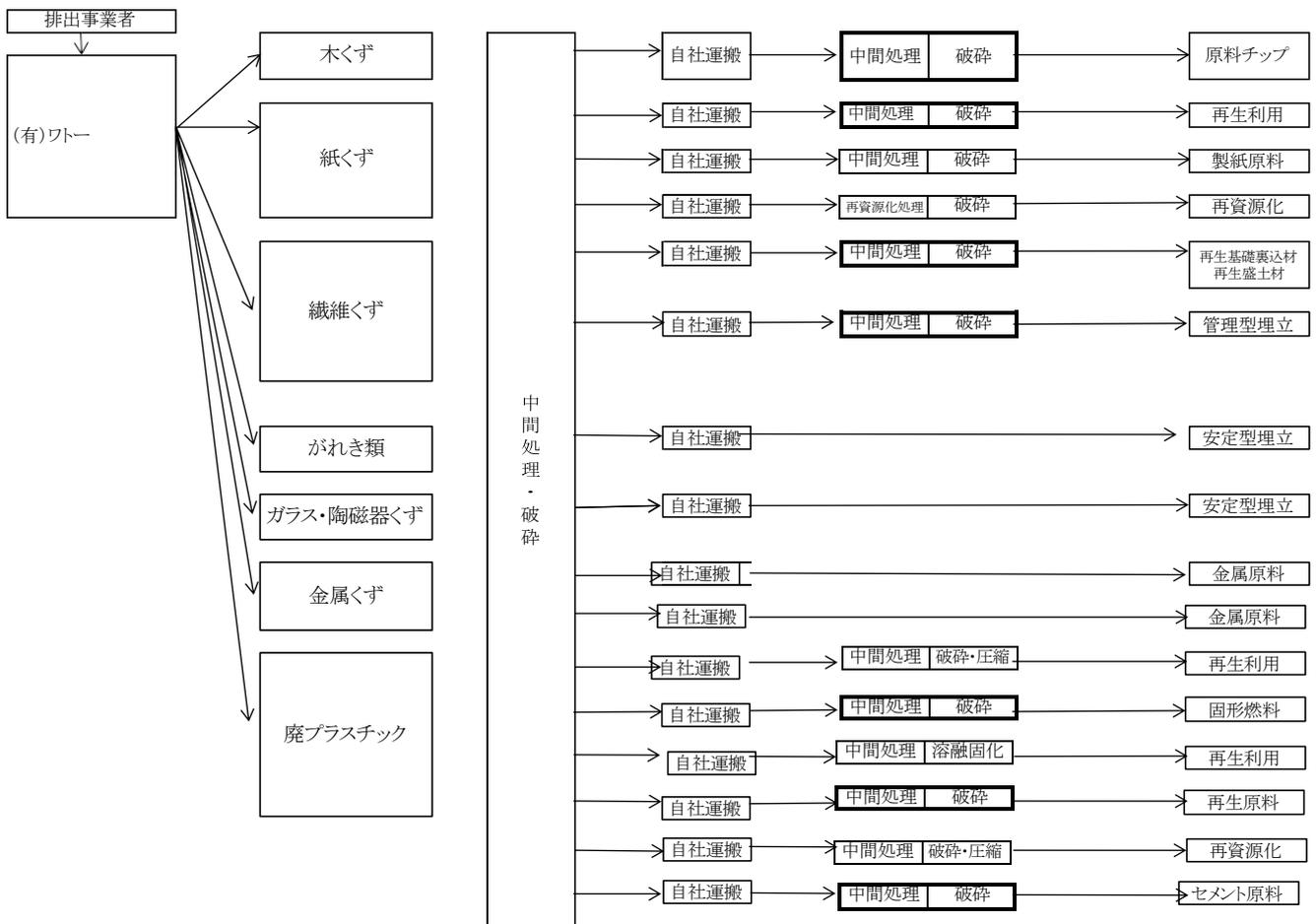
保有設備	性能等	台数
① HITACHI ZX350LCK 3段ツグブ-Δ	排出ガス基準 適合/超低騒音 型	1台
② HITACHI ZX225USRLCK ツレ°-スブ-Δ		1台
③ HITACHI ZX225USRK-6		1台
④ SUMITOMO SH200-5 供用配管使用機		1台
⑤ SUMITOMO SH235 供用配管使用機		1台
⑥ SUMITOMO SH135X-7 供用配管使用機		2台
⑦ コマツ PC138US 併用配管使用機		1台
⑧ HITACHI ZX50-U		1台
各種解体工事アタッチメント		多数

(15) 中間処理場の産業廃棄物の種類及び処理能

処分品目	処理能力	処理方法
廃プラスチック類	4.12t/日 (8.0時間)	破碎
金属くず	4.64t/日 (8.0時間)	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.84t/日 (8.0時間)	
紙くず	2.86t/日 (8.0時間)	
木くず	3.57t/日 (8.0時間)	
繊維くず	0.93t/日 (8.0時間)	
がれき類	4.36t/日 (8.0時間)	

【2】 処理工程図

産業廃棄物処理フロー図



自社中間処理工場

【3】対象期間※R5.9.1～R6.8.31対象範囲、推進組織、役割分担

環境経営システム組織図

認証範囲：全組織、全活動

《エコアクション21の要求事項》

《具体的な取組》

環境経営システムの総責任者

1. 環境方針の制定
2. 環境管理責任者の任命
3. 経営における課題とチャンスの明確化
4. 資源調達(人、もの、資金)
5. 全体計画の立案
6. 全体の取組状況の評価と見直し

代表取締役
三澤 啓介

- 活動方針・計画・環境目標について従業員へ周知させる
- 取組の評価、見直し
- 環境目標・活動計画の承認

環境経営システムの構築と運用

1. 外部の苦情処理
2. 社内教育の実施
3. 緊急事態の訓練の実施

環境管理責任者
工務部工務課
深澤 彰人

- 計画の策定・実施
- 教育訓練、緊急訓練の実施
- 法令管理

環境管理事務局
工務部工務課

- システムの事務管理全般
- 環境活動の実績集計
- 環境活動レポートの作成・公開
- 計画の立案、文書作成・管理

部門責任者

1. 各活動の実施
2. 緊急事態の対応

工事現場部門
責任者 専務

- エコドライブ実施
- 廃棄物の分別解体
- 節水管理

処分場部門
責任者 工場長

- エコドライブ実施
- 廃棄物の有価物化推進
- 車両点検実施

事務所部門
責任者 経理事務

- 事務所温度管理
- 事務所水使用量管理

【4】環境経営方針

経営理念

株式会社 ワトーは、世界遺産「富士山」の表登山道口にて、建物総合解体業・産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業・一般廃棄物収集運搬業を営む事業者として、自らの事業活動に伴う環境負荷を軽減するとともに、受託した産業廃棄物を適正に処理・リサイクルし、自然環境の保護に努め、世界遺産「富士山」を守り、地域社会に貢献できる企業を目指し、環境経営の継続的改善をはかります。

環境経営方針

当社は、以下の基本方針に取り組むことにより基本理念を遂行します。

- (1) 環境負荷を軽減します
 - ① エコドライブの推進、アイドリングストップ等により、燃料エネルギーの燃費効率を高め、二酸化炭素排出量を削減します。
 - ② クールビズ・ウォームビズを取り入れ事務所の適切な温度管理を行ない、電力使用量を削減して、二酸化炭素排出量を削減します。
 - ③ 粉じん防止のための散水は、ジェットウォッシャーの使用又は散水ホースにアケアガンを取付け、水使用量を削減します。
 - ④ 処分場での水使用量、電力消費量の削減に努めます。
 - ⑤ コピー用紙の両面使用や梱包材の再利用により、廃棄物の排出量を軽減します。
 - ⑥ 分別解体を行ない、廃棄物の再資源化に努めます。
 - ⑦ 一般廃棄物の分別を行い、廃棄物の再資源化に努めます。
- (2) 環境に関する教育及び訓練を実施します。
 - ① 環境への取組を適切に実行できるように、教育・訓練を実施し、環境方針を周知するとともに環境問題への意識向上を図ります。
- (3) 環境関連の法律・規則はもとより、その他の要求事項を遵守することを誓約します。

平成23年 9月 1日 制定
令和 3年 9月 1日 改定

株式会社 ワトー

代表取締役 **三澤 啓介**

【5】 中期環境経営目標

中期環境目標は以下の通りである。

No.	テーマ	中長期目標 (令和5年9月 ~ 令和8年8月)
1	CO2 排出量 削減	令和5年度は、CO2排出量を令和4年度比1%削減する 令和6年度は、CO2排出量を令和4年度比2%削減する 令和7年度は、CO2排出量を令和4年度比3%削減する 令和8年度は、CO2排出量を令和4年度比4%削減する
1 A	電力 使用量 削減	令和5年度は、電気使用量を令和4年度比1%削減する 令和6年度は、電気使用量を令和4年度比2%削減する 令和7年度は、電気使用量を令和4年度比3%削減する 令和8年度は、電気使用量を令和4年度比4%削減する
1 B	燃料油 (ガソリン・ 軽油) 使用量削減	令和5年度は、燃料油使用量を令和4年度比1%削減する 令和6年度は、燃料油使用量を令和4年度比2%削減する 令和7年度は、燃料油使用量を令和4年度比3%削減する 令和8年度は、燃料油使用量を令和4年度比4%削減する
2	廃棄物 リサイクル	一般廃棄物は少量の為、適正管理とする 対象期間中の産業廃棄物のリサイクル率85%以上を維持する
3	水道使用量 管理	対象期間中の水道の使用は最低限の使用としている為適正管理とする ※20%以上増加した場合は評価および対策の見直しを図ること
4	化学物質 使用量管理	化学物質の使用はないため、発生した場合は適正に管理する
5	環境クレーム 絶無維持	対象期間中は、環境クレーム0件を維持する

* 廃棄物リサイクル率は自社自社中間処分でのリサイクル率

【6】 環境経営目標の達成状況

比較表		基準値 令和4年度	目標値 (-1%)	実績 令和5年度	達成 状況
二酸化炭素排出量	(kg-CO ₂)	323,262	320,030	322,735	×
電気使用量	(kWh)	10,933	10,824	11,360	×
ガソリン使用量	(L)	6,202	6,140	8,916	×
軽油使用量	(L)	117,824	116,646	115,105	○
産業廃棄物リサイクル率	(%)	94	85%以上	94	○
水使用量	(m ³)	153	適正管理	75	○
環境クレーム件数	(件数)	0	0	0	○

※購入電力の排出係数は東京電力エナジーパートナー0.447を使用

※化学物質の使用はない為評価しない。発生した場合は適正管理する。

【実績評価】

環境経営目標項目	評価結果（是正処置を含む）
二酸化炭素排出量	昨年と比較し削減はできているが目標-1%に対し-0.99%で未達となった。削減意識や活動はできている為、次年度も継続して活動に取り組む。
電気使用量	今年は例に見ない猛暑だった為、例年よりもエアコンの稼働率が上がった。従業員の安全を考慮の観点から使用削減が難しかったといえるが、引き続き不要な場合は使用を控えるようにする。
ガソリン使用量	回収量に増加に伴い一部の車両で増加した。今後もエコドライブに実施など継続して実施していく。
軽油使用量	目標は達成された。今後もエコドライブの実施や、回収ルート効率化を図り削減に努める。
産業廃棄物リサイクル率	収集運搬および中間処理の活動において維持できている。今後も自社活動が環境負荷低減に寄与できるよう社員一同事業に取り組んでいく。
水使用量	本年は設備のトラブルはなく適正に使用された。引き続き節水活動の実施と監視をしていく。
クレーム件数	作業時間の厳守、現場の清掃を行うことで、苦情は発生していない。

【7】環境経営活動計画の取組み状況

次年度以降も同様の活動を展開していく

環境経営活動計画	担当者	実施者	令和5年度	令和5年				令和6年								次年度の取組	
				9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
① 電気使用量の削減																	
・使用していない機器の電源オフ	事務	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
・適正な室温（夏季：28℃±1℃/冬季23℃±1℃）	事務	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
・就業時間の遵守	社長	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
② ガソリン・軽油使用量の削減																	
・エコドライブ・点検の徹底	職長	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
・重機の効率的な稼働	職長 オペレーター	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
・適正な施工計画の確立および実施	深澤	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
・従業員力量の向上による作業効率化	職長	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
③ 廃棄物（産廃・一般）排出量の削減																	
・廃棄物分別の遵守	工場長	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
・リサイクル活動および再資源化の推進	工場長	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
・FAXのPDF化や裏紙の使用など、不要な紙の使用防止活動の実施	事務	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
④ 水道使用量の削減																	
・適切な使散水 ・漏水の自主点検	職長 工場長	全社員	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続	
			実績 (処分場)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			実績 (処分場)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
			実績 (本社)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
⑤ 環境対策・コミュニケーション																	
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態訓練の実施（1年に1回以上） ・勉強会の実施（安全協議会5・8・12月） ・環境上のコミュニケーションの記録（環境クレームの受付表の実施、あった場合は記録） 																	

計画欄：● ⇒実施する

実績欄：◎⇒理解できている・改善があればできている

×⇒実施できていない・悪化している

【8】環境関連法規等の遵守状況の確認・評価及び違反・訴訟の有無

(1) 環境関連法規等の遵守状況の確認・評価及び違反・訴訟の有無

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反は無かった。

又、法規関係においては、改正に関する定期的な確認を行ない、日頃から情報収集に努める。

(2) 当社が適用される主な環境関連法規制等

評価日：令和6年9月3日

評価者：環境管理責任者：三澤

適用対象	法令名等	具体的確認内容	遵守状況
建物総合解体業として遵守する法律	建設業法	県知事許可更新・変更届提出	○
	建設リサイクル法	工事着工7日前までに届出、分別解体、再資源化の努力	○
	騒音規制法	指定地域内における特定建設作業の事前届出	○
	振動規制法	制限基準値の遵守	○
	労働基準法	労働災害発生の防止	○
	労働安全衛生法	有資格者による作業等	○
		工事現場における作業環境の保持	○
	資源有効利用促進法	処分場(リサイクル場)の選定	○
大気汚染防止法	一定規模以上の解体対象建物の石綿使用状況の調査・報告	○	
産業廃棄物 収集運搬業者・処分業者として遵守する法律	産業廃棄物収集運搬業許可の更新・変更届出	産業廃棄物収集運搬業許可の更新・変更届出	○
		建設廃棄物処理委託契約書の締結	○
		マニフェストの運用・管理・保管(5年間)	○
		水銀含有廃棄物の処理・破損対策、許可業者への引き渡し	○
	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	管理票交付実績・収集運搬実績の年間報告	○
		不法投棄の禁止	○
		廃棄物の悪臭・飛散防止	○
		排出事業者として、産廃処理委託先の実地確認(チェックシート作成)	○
自動車Nox・PM法	排出基準の規制遵守	○	
一般廃棄物 収集運搬業者として遵守する条例	富士宮市一般廃棄物の適正な処理に関する条例	富士宮市一般廃棄物収集運搬業許可の更新・変更届	○
		富士宮市清掃センターの受入許可の更新・変更届	○
		収集運搬実績の月間報告	○
		富士宮市の分別・搬入方法の遵守	○
事業者として遵守する法律	環境基本法	環境経営の取組	○
	地球温暖化対策推進法	温室効果ガス抑制措置等一般的自主努力	○
	自動車リサイクル法	リサイクル料金の支払い	○
	消防法	火災の予防・警戒・鎮圧	○
	フロン抑制法	重機エアコンの簡易点検(汚れ、破損、機械異常音、異常振動、油にじみ)	○
	浄化槽法	点検、整備及び法定検査の実施	○

	道路交通法	5台以上の車両の保有 アルコールチェック 管理者の選任	○
	働き方改革関連法	労働時間・残業時間の順守・時間外労働の賃金（36協定の締結、届け出など） 労働時間の客観的な把握 （保存期間：5年）	○

【9】 問題点の是正処置及び予防処置の結果

環境経営システム全般の運用状況をガイドラインで要求する13項目に沿って確認し、問題点及び予防処置、改善策等を表記した。 評価日：令和6年9月3日

ガイドライン要求事項	現状の取組内容等	是正及び予防処置 ・改善等
(1) 対象組織・活動の明確化	対象組織は会社全体であり、全員で取組んでいる。	
(2) 環境方針の策定	一般的な環境負荷の軽減に加えて、建物解体業者・産業廃棄物収集運搬・処分業者としての内容を盛り込んだ。	社員が日常意識できるように、社内に掲示する。
(3) 負荷・取組状況把握及び評価	負荷項目は毎月パソコンに記録し、定期的に自己負荷チェックや取組自己チェックにより確認を行なっている。	
(4) 環境関連法規等のとりまとめ	当社が関連する法規等を一覧表にとりまとめて定期的に遵守状況や改正がないか確認しており、諸改正については日常から情報収集に努めている。	石綿事前調査の義務付けに対応する。
(5) 環境目標及び計画の策定	二酸化炭素排出量の数値の目標値設定は売上に対して値である。昨年度（2年度）より、目標値を設定しなおした。	前年度より目標値を新たに定めた項目があったが、目標を達成出来るよう、来年度からも努力していく必要がある。
(6) 実施体制の構築	実施体制は部門の責任者を軸に行う。	
(7) 教育・訓練の実施	エコアクション21に取り組むことを確認し、安全協議会等で確認を行なっている。	訓練実施の記録を確実に保管・管理する。
(8) 環境コミュニケーションの実施	外部からの苦情等は、必ず代表者に報告、対応策を協議して、解決するしくみとなっており、苦情等は対応票を作成・記録し、全体会議で周知させている。	
(9) 現場作業時の実施及び運用	環境負荷項目としては事務所内での電力消費、水使用量、ガソリン消費量である。 現場及び処分場においては、車両点検表に基づき、点検を行ない記録・整備を行なっている。下記事項を遵守して環境配慮を行なっている。 ①作業現場で近隣住民の方へ挨拶の励行。 ②朝礼時、KY活動を行ない、作業内容を確認、危険箇所・粉じん対策・環境への影響等が無いように、全員に徹底している。 ③重機及び機械等は、使用前点検を実施している。 (重機等は法定点検・定期点検を実施、オイル交換も指定稼働以内で実施している。)	負荷削減項目に加えて環境に配慮し、安全を第一に現場作業を行なっていく。

- ④重機は低振動・低騒音型を使用して、環境配慮を行なっている。また車両ともにアイドリングストップ。
- ⑤養生シートにより、廃材の飛散や粉じんを防止している。
- ⑥水資源の節水では、散水ホースのアクアガンを取付適切な散水を行なっている。
又、ジェットウォッシャーは節水効果のあるものを使用して、水の流出を防いでいる。
- ⑦作業終了時は必ず周辺の清掃を行ない、近隣住民に不快感を与えないようにしている。

【10】 代表者による全体評価と見直し、指示

【見直し事項の有無】

項目	有無	コメント
1. エコアクション21文書類	無	書式変更はしたが評価項目など内容の変更はなし。
2. 環境目標、計画	無	引き続き省資源化活動を定着させていく。
3. 環境活動計画	無	次年度以降も試行錯誤を図り効果的な施策を実施する
4. 組織体制	無	大きな変更なし。引き続き活動の活性化に期待する。
5. 環境経営システム	無	各項目ともに良好に機能している。
6. その他	無	令和6年6月株式会社へ変更。

【次年度以降の活動展開】

当社は、建物総合解体業・産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分量を営んでおり、当社の活動は社会的に求められる気候変動への対策へ寄与できる活動と認識し、今まで以上に意識した活動ができるよう社員一同取り組むこと。また今まで以上にエコアクション21の活動の定着化出来るように努力し、地球環境の保全に貢献できる活動を継続していくこと。

令和 6年 9月 10日

株式会社 ワトー
代表取締役 三澤 啓介

【11】環境上の緊急対策

パターン1

想定される緊急事態	原因	対応策
作業場からの出火	自然発火又は不注意による出火	<ul style="list-style-type: none"> • 置場の整理整頓 • 作業場での禁煙 • 消火器の設置 • 連絡体制の明確化 • 定期訓練の実施

緊急事態訓練記録

緊急事態対応手順	
対応手順（緩和手順を含む）	<ol style="list-style-type: none"> ① 発見者は、大声で近くの社員に知らせ、設置の消火器で「初期消火」を行う。 ② ストープは原則禁止だが、何らかの火気を使用している場合は、それを遠ざける。 ③ 周辺で動力を使用している場合は、その電源を遮断する。 ④ 管理責任者／社長へ連絡し、その指示を受ける。 ⑤ 消火作業困難な場合は、まず避難を優先する。 ⑥ 初期消火できず、壁や天井に延焼した場合、消火を中止し、消防署へ連絡し避難する。 ⑦ 社員は、状況を的確に判断し、消防隊が来場した場合、その指示を受ける。 ⑧ 緊急連絡網の更新をする。
予防手順	<ol style="list-style-type: none"> ① 建屋内では、訪問者を含め、禁煙と定める。 ② 喫煙の場合は、建屋外の決められた場所で吸い、吸殻は容器に入れて消火する。 ③ 終業時、最終退社者は、火気、消灯、その他の電源遮断をし、施錠してから退社する。 ④ 建屋内へ消火器を設置し、管理（業者による定期点検実施）する。 ⑤ 地震発生の場合の防災組織を定め、避難経路を、日頃より従業員に周知しておく。

項目	訓練結果
想定内容	作業場からの出火
訓練内容	出火したことを想定して、上記の対応策を確認し、その内容の適否を確認した。同時に設置してある消火器の消火訓練を行った。
訓練日時	令和6年8月28日 AM8:45~9:00
実施場所	駐車場
参加者	社員19名
訓練説明者	長岡
対応策の検証結果	対応策の手順に従って確認したが、特に問題はなかった。
指示事項	不参加者には社内回覧および会議にて周知させる。不参加者は訓練結果を回覧にて確認すること。

【12】 環境上のコミュニケーション

※令和5年度（令和5年9月～令和6年8月）は環境上のクレーム等はなかった。

NO	対応日	対応者	対応方法	対応目的	相手先	内容	回答の有無	対応結果
1								
2								
3								
4								
5								